

大きな変化を見せる、「ひきこもり・不登校支援」

『やる気の芽の育み』を地域みんなで支え、守る

弊協議会がこれまで、数年に渡って行ってきた活動が、地域住民の力を借り、きめ細かい支援のネットワークを構築していきこうと、国が行う施策として、本年4月に導入されたのが「ひきこもりサポーター」制度。

この制度は、住んでいる市町村からの依頼を受け、各地域でひきこもりに関する理解を広げる活動を行ったり、支援コーディネーターのサポートを受けながら、ひきこもる子どもたちや親御さんと接し、公的支援につなげていくのが役割です。

実施後、まだわずかな期間ですが、地域地域の創意と工夫によって、より細かな支援ネットワークは、徐々に浸透・進化していています。その一因となっているのが、ネットワークの中核である「ひきこもり地域支援センター」のサポーターに対するフォローやバックアップ体制です。

定期的にケースカンファレンス（事例検討）をサポーター全員で行う機会や、経験した後の更なるステップアップを図る研修の機会を設ける等、「研修を受けたら、後は任せます。」とならない支援体制が、脱ひきこもりの最大の特効薬であり「小さなきっかけ作り」を支えています。

「もしかしたら…発達障がい？」

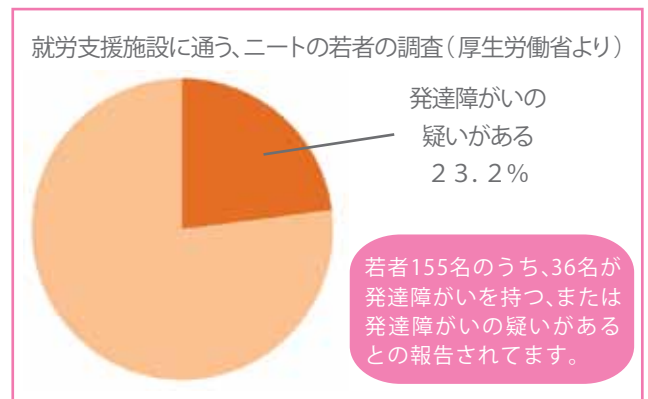
ひきこもり状態の方には、生まれ持った微細脳欠陥に起因する「軽度発達障害」を持った方が多くいらっしゃいます。

厚生労働省のデータによれば、ニートの就職・自立支援施設利用者の23.2%が、障がいの傾向が見られたそうです。

「軽度発達障害」は、外見では、普通の子どもと何ら変わりがないため、親御さんや周りの人（学校の先生等）も気づきにくく、「扱いにくい子供」として、放置されることが多々あります。

そのため、生き辛さや、周囲との不和などにより、ひきこもりになる可能性が高まり、対人恐怖症やうつ病等の二次障害を発症することも多くあります。

軽度発達障害は、ADHD（注意欠陥多動性障害）やLD（学習障害）が代表的で、大人になるにつれ、症状も改善するものと思われてきましたが、現在では、“隠すのが上手くなるだけ”で、障害は残るといわれています。親御さんや周囲の人たちの理解が欠かせませんので、専門機関でご相談されてみるのも大切ではないでしょうか。



法律は生き物!?! 「ひきこもり対策基本法」制定への動き

本年4月、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へと名称が変更となりました。平成25年度の注目点というべき追加条項は、障害者の定義に難病等が盛り込まれたことでしょう。

難病のカテゴリの定義は、症状が安定化・固定化しない分、障害者手帳をもらえないことが多く、これまで、手帳による様々な割引も受けられない上、身体障害に限っては、手帳の所持が自立支援サービス利用の要件になるため、利用できない状況でした。まだまだ改善・検討しなければならない状況ですが、一歩ずつ前進しています。

また、ひきこもりについても、色んなアプローチがなされており、『ひきこもり対策基本法』という法律も近々、施行案が提出されるという話もございます。この「ひきこもり対策基本法」という法令は、ひきこもり支援のあり方等をまとめたもので、より直接的な法律制定の動きは、今後の法規制面での変化・強化が期待できます。

法規制についても、改善すべき点も多く挙げられ、めまぐるしく変化しておりますので、法律改正については、引き続き目を光らせて、見ていかななくてはならないでしょう。

不登校・ひきこもりサポートネット「扉」

不登校・ひきこもりサポートネット「扉」では、——
不登校・ひきこもりの若者によりそい支援する「ひきこもり支援相談士」と、不登校・ひきこもりや発達障害(ADHD、LD、自閉性障害、高機能自閉性障害、アスペルガー症候群等)で悩む子どもの学習を支援する「専門家庭教師」を検索し、申し込むことができます。

不登校・ひきこもりサポートネット「扉」のシステム



ご相談の際は、弊協議会からお近くのひきこもり支援相談士に責任をもって、ご連絡させていただきます。詳細はお気軽にご相談下さい。

お問い合わせ
コチラまで

TEL: 0123-42-0500 MAIL: info@khj-hsc.org
http://www.khj-hsc.org/tobira/

故人の生きた証を残し、
“次の世代”につなげていきます。

遺品整理士養成講座

遺品整理は、これからの高齢化社会の中で
20年間は、確実に収益を上げ続けることのできる仕事と言われております。

●お問い合わせはこちらまで

IS 遺品整理士 認定協会 0123-24-0528
www.is-mind.org